

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	101
許認可等の種類	原爆被爆者健康手帳の交付			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条			
許認可等の概要	被爆者健康手帳の交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  <b>【参考】</b>昭和32年5月14日衛発第387号1、昭和51年3月18日衛企第5号          原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第1条の規定による法第1条各号のいずれかに該当すると認めることができる書類としては、おおむね次によること。          (1)当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書          (2)前号のものがない場合は、当時の所管、写真等の記録書類          (3)前2号のものがない場合は、市町村長等の証明書          (4)前3号のものがない場合は第三者(三親等内の親族を除く。)2人以上の証明書          (5)前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書          なお、上記の書類は、認定の判断材料であって、審査に当たっては下記の点に留意し、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行う。          (1)審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努める。          (2)手帳交付の決定に際しては、部内の合議による等の適切な審査体制をとる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (申請が極めて稀であるため。)			
期間の制定根拠	—			